

# 会員就業規程に関する基準について

令和5年4月1日

(公社) 新潟市シルバー人材センター

# 目 次

会員就業規程..... 1

賠償事故取扱基準..... 5

作業別安全基準..... 6

# 公益社団法人新潟市シルバー人材センター会員就業規程

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人新潟市シルバー人材センター（以下「センター」という。）会員の就業に関する事項を定めるものである。

### (センターにおける就業)

第2条 センターは、定款の目的に基づき、会員が自発的な働く意欲と希望によりその能力を発揮できる就業の機会を提供し、相互共助・共働の実をあげようとするものである。

2 会員は、就業にあたって社会的地位、性別、信条、宗教、国籍などの理由で差別取扱いを受けない。

3 会員は、組織運営を円滑に遂行するためにこの規程のほか、公益社団法人新潟市シルバー人材センター地区組織に関する規程及び公益社団法人新潟市シルバー人材センター職群等グループ規程等、ほかに定める規程を遵守し、健全に就業しなければならない。また、就業するに当たっては、就業承諾書及び個人情報の取扱いに関する同意書を提出するものとする。

## 第2章 就業

### (仕事の受注)

第3条 センターにおける仕事の受注は、会員から付託を受けセンターが一括してその交渉にあたるものとし、会員は、発注者と受注または作業条件等について直接交渉当事者とならない。

### (仕事の配分手順等)

第4条 センターは、受注した仕事について、就業希望会員とあらかじめ仕事の配分手順、作業期間、完了予定日、配分金等について打合わせを行い、就業する会員の合意を得るものとする。また、センターは、会員の就業について適切な助言をするものとする。

2 会員は就業報告書を携行し、契約内容に即した仕事に従事したうえ、その状況を就業報告書に記録し、本人及び発注者の確認を行い、就業の終了または就業報告書締切期日

後速やかにセンターに提出しなければならない。

(健康と能力に応じた就業と安全衛生)

第5条 センターは、その受託した仕事との関係において、就業会員の安全衛生、災害防止等に配慮するとともに、会員の健康と能力に応じた就業を提供するよう努力するものとする。

(就業上の留意事項)

第6条 会員は就業にあたり相互に次の点に留意すること。

- (1) センターから提供された仕事について誠実に履行するように努めること。
- (2) やむを得ない事情で約束の就業ができない場合は事前にセンターに届け出ること。
- (3) 就業上知り得た業務上の秘密事項及び発注者の不利益となることは、他にもらさないこと。
- (4) 就業にあたっては安全衛生の確保に万全の注意を払い、災害発生の防止に努めること。
- (5) 就業に先立ち仕事の契約内容を十分把握し、契約以外の作業に従事してはならない。

### 第3章 共同作業

(共同作業の留意事項)

第7条 会員が共同作業を必要とする場合には、以上の就業に関する定めに加え、次の点に留意すること。

- (1) 就業会員は、その中から班長・世話人（以下「班長等」という。）を互選する。班長等は就業会員の作業手順、安全衛生、健康状態、休憩時間、会員相互の連携及び発注者との打合わせなどにつき、センターに協力すること。
- (2) 就業会員は、仕事の遂行について相互に助け合い協力すること。
- (3) 就業会員は、常に明るい雰囲気のもとで就業できるよう、共同責任分担の精神をもって努力すること。
- (4) 就業会員が就業中、けがをし、又は身体や健康状態が異常となる等、もしくは第9条に相当する事故が発生する等の不測の事態が発生したときには、共同作業中の会員

は、直ちに班長等及びセンター又は発注者に連絡を行う等の応急の措置をとるようにすること。

#### 第4章 傷害保険

(傷害保険)

第8条 会員は、就業中などにおける死傷病については「シルバー人材センター団体傷害保険」約款の定めるところにより、補償されるものとする。

2 傷病者、共同作業会員又は会員の家族は、事故後遅滞なくその内容等をセンターに届けて指示に従うこと。

#### 第5章 損害保険

(損害保険)

第9条 会員が就業中、発注者又は第三者の身体もしくは財物に損害を与えたときは、「シルバー人材センター賠償責任保険」約款の定めるところにより、賠償を担保されるものとする。ただし、会員の自己負担額は1,000円とする。なお、別に定める賠償事故取扱基準に規定する事故の自己負担額を支払うものとする。

2 会員の故意又は重大な過失による、又は自動車の所有、使用、管理に起因する賠償責任が発生したとき等「シルバー人材センター賠償責任保険」で担保できない賠償は、会員が負うものとする。

#### 第6章 雑則

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会において決定し、総会に報告するものとする。

附 則 (昭和59年規程第2号)

この規程は、昭和59年4月2日から施行する。

附 則 (昭和62年規程第3号)

この規程は、昭和62年6月19日から施行する。

附 則 (平成9年規程第2号)

この規程は、平成9年3月28日から施行する。

附 則（平成24年規程第7号）

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則（平成30年規程第2号）

この規程は、平成30年3月26日から施行する。

附 則（令和5年規程第5号）

この規程は、令和5年4月1日から施行し、令和5年10月1日から運用する。

## 公益社団法人新潟市シルバー人材センター賠償事故取扱基準

### (目的)

第1条 この賠償事故取扱基準は、公益社団法人新潟市シルバー人材センター作業別安全就業基準に基づき、会員の安全意識の高揚を図るとともに、事故の再発防止を目的とする。

### (処分)

第2条 安全委員会（以下「委員会」という。）は、公益社団法人新潟市シルバー人材センター事業において事故を起こした会員に対して、次条に定める処分を科することができる。

### (注意)

第3条 委員会は別表1に定める違反事項に該当した会員に対し、安全委員長より注意書（様式1）を発行する。

2 違反会員が特定できない場合には、同一作業を行っていた会員全員に注意書（様式1）を発行する。

3 注意書（様式1）を発行された日から起算して、1年間安全就業に努め無事故であった場合は、それまでに受けた注意書（様式1）を解除する。

### (自己負担額等)

第4条 別表1に定める注意書（様式1）が発行された会員は事故の自己負担額1万円をセンターへ支払うものとする。また、賠償額が1万円に満たない場合は協議とする。

2 別表1に定める注意書（様式1）が2枚以上累積した場合は、安全委員長より就業停止書（様式2）を発行し、自己負担額3万円をセンターへ支払うものとする。また、賠償額が3万円に満たない場合は協議とする。

3 就業停止を受けた会員であっても、他の職種の就業が可能である場合は、就業できるものとする。

4 就業を停止させる場合は、当該会員に対し就業停止の旨を通知し、委員会において、弁明する機会を与えることができる。

### (就業停止期間)

第5条 第4条において就業を停止する期間は、原則1年とする。ただし、6ヵ月を経過し、当該作業班長等から委員長に対し復帰要望があった場合には、安全委員会の審議を踏まえ、安全委員長は就業に復帰させることができる。

### (基準の改廃)

第6条 この賠償事故取扱基準の改廃は、理事会において決定し、総会に報告するものとする。

### 附 則

この賠償事故取扱基準は、令和5年4月1日から施行し、令和5年10月1日から運用する。

別表 1

| 違 反 項 目 |                            |
|---------|----------------------------|
| 1       | 作業別安全就業基準を遵守せずに賠償事故を起こした場合 |



# 作業別安全就業基準

(全職種共通基準)

令和5年4月1日

| 作業名  | 安全作業のポイント |   |
|------|-----------|---|
| 作業一般 | 1         | 常に健康の維持管理に努めること。  |
|      | 2         | 安全第一を心がけ、安全就業に努めること。  |
|      | 3         | 発注者とのコミュニケーション(作業箇所等の打ち合わせ)を取ること  |
|      | 4         | 発注者や利用者に対して親切丁寧な対応を心がけること   |
|      | 5         | 発注者のプライバシーを守ること   |
|      | 6         | 発注者宅で見聞きしたことは口外しないこと  |
|      | 7         | 受注票や就業報告書は個人情報に記載されているため、厳重に管理すること  |
|      | 8         | 契約以外の仕事をしないこと   |
|      | 9         | 契約内容の理解を深め、事故防止に努めること   |
|      | 10        | 作業前には軽い柔軟体操をして体をほぐすこと   |
|      | 11        | 建物・門扉・フェンス・窓ガラス・自動車・バイク・外灯・配線等、キズを付けた<br>り、破損する恐れのある物、また通行人等への安全対策を必ず実行すること |
|      | 12        | 適宜、水分補給や休憩を取ること   |
|      | 13        | 作業現場への行き帰りは、交通ルールを遵守し交通事故に気をつけること   |

(樹木の剪定)

|      |    |  |
|------|----|--|
| 作業一般 | 1  | 服装・履物は、作業に適したものを着用すること。<br>(1) 作業服は、長袖、長ズボンを着用し、虫の入らないよう袖口の締まったものを着用すること<br>(2) 作業靴は、履きなれたもので、滑りにくいものを使用すること(長地下足袋、それに準ずる履物)<br>(3) 保護帽(ヘルメット)を必ず着用し、あご紐を結ぶこと<br>(4) 作業に応じて手袋を着用すること<br>(5) 器具類の使用時は法令等を守った服装にすること |
|      | 2  | 作業現場の周囲の状況(ハチの巣等も含む)を確認すること<br>(1) 危険箇所等を発見した場合は、作業会員に周知すること<br>(2) ハチが近づいてきたら速やかに遠ざかること<br>(3) ハチの巣を発見した場合は、巣の周りの作業を直ちに止め発注者へ知らせること   |
|      | 3  | 作業現場では、常に整理整頓を心がけること   |
|      | 4  | 器具類は、使用する前に必ず点検すること  |
|      | 5  | 器具類(脚立、梯子、バリカン、チェーンソー他)は、機器付属マニュアルに沿った<br>使用方法で使用する  |
|      | 6  | 作業は基本的に複数人で行うこと  |
|      | 7  | 共同作業では合図・連絡を正確に行うこと  |
|      | 8  | 悪天候(雨、風、暑さ等)時は無理をしない   |
|      | 9  | 重量物の運搬は、腰を落とし慎重に行うこと   |
|      | 10 | 概ね4mを超える高さの樹木を剪定しないこと  |
|      | 11 | 作業は無理な姿勢で行わないこと  |

|               |    |  |
|---------------|----|--|
| 作業一般          | 12 | 作業現場によっては保護メガネを使用すること  |
|               | 13 | 作業現場の傾斜や段差、凹凸、冬季の路面凍結等には注意を払うこと                                    |
|               | 14 | 道路（通路）で作業する際、標識（カラーコーン、トラロープ等）を設置すること                              |
| 梯子・脚立<br>使用作業 | 1  | 2 m以上の高所作業は墜落制止用器具（安全带）・保護帽（ヘルメット）を着用する                            |
|               | 2  | 脚立等は使用前に十分点検すること（腐食の有無、固定時の状態、開き止め装置）                              |
|               | 3  | 脚立等の設置は脚立の脚と水平面が75度以下となるように立て、三脚の場合は3つの脚が二等辺三角形になるように立てること         |
|               | 4  | 滑ったり、傾いたりしないよう設置すること（ロープでしばる、足もとに板を置く等）                            |
|               | 5  | 昇降する際、道具等は鞆に入れること、また、三点支持を守ること                                     |
|               | 6  | 周辺に鋏・刃物類を放置しないこと   |
|               | 7  | 枝の切り落としの際は、樹下の安全確認をすること  |
|               | 8  | 剪定作業中に、樹下で作業をしないこと   |
|               | 9  | 道路（通路）で作業する際、標識（カラーコーン、トラロープ等）を設置すること                              |
|               | 10 | 周囲の枯枝や地盤沈下を確認すること  |
|               | 11 | 梯子等上での作業を無理な姿勢で行わないこと  |
|               | 12 | 天板に立たないこと  |
|               | 13 | 使用しない三脚や道具は、安全な場所や長物は倒れないよう寝かして置くなどして、安全を担保した作業をすること               |
| 剪定作業<br>刈込作業  | 1  | 墜落制止用器具（安全带）・保護帽（ヘルメット）を着用し、あご紐を結ぶこと                               |
|               | 2  | 共同での刈り込み作業時は、刃先に注意すること   |
|               | 3  | 向かい合う位置で作業をしないこと   |
|               | 4  | 折れやすい、滑りやすい樹種での作業は慎重に行うこと  |
|               | 5  | 枝につかまったり、身体を預けたりしないこと  |
|               | 6  | 枝を切り落とす場合には落下場所をコントロール出来る対策をとること                                   |
|               | 7  | 伐採、大枝を切る場合は複数で作業の打ち合わせを行い、切った時の幹・枝の動きにも注意する                        |
|               | 8  | 直径10 cm以上の枝を切る場合、ロープをかけること。  |
|               | 9  | 休止中の刈り込み鋏は、立て掛けず、刃先が上にならないようにすること                                  |
|               | 10 | 電動工具（バリカン、チェーンソー）を使用するときは、人との間隔を空けること<br>また、チェーンソー作業はキックバックに注意すること |
|               | 11 | 器具類は、器具付属マニュアルに沿った使用法で使用する   |
| 運搬作業          | 1  | 積み下ろしは、荷崩れのないように行うこと   |
|               | 2  | 残さい運搬時は、葉や枝が飛ばないように対策をすること   |
|               | 3  | 残さい積み込み時、保護帽（ヘルメット）を着用し荷台からの転落に注意すること                              |
|               | 4  | 運搬経路の障害物を取り除き、足場の良否を確認すること   |
|               | 5  | 発注者の車を使用して運搬等を行わないこと   |
|               | 6  | 重量物の運搬は、無理な姿勢で行わないこと   |
|               | 7  | 作業別安全就業基準（運転）に準ずること  |
| その他           | 1  | 植木の種類によって、剪定してはいけない時季や害虫の出る時季、毒のあるもの等の理解を深めること                     |
|               | 2  | 発注者とのコミュニケーション（見積・剪定具合等の打ち合わせ）を取ること                                |
|               | 3  | 発注者との約束の時間を厳守すること  |
|               | 4  | 発注者の自動車、バイクの移動を手伝わないこと   |
|               | 5  | 年数を経た設備が近くにある場合には特に注意をし、養生を怠らないこと                                  |

(除草・草刈り)

|               |     |  |
|---------------|-----|--|
| 作業一般          | 1   | 袖や裾の締まりのよい長袖、長ズボンや手袋を着用すること  |
|               | 2   | 器具類は、機器付属マニュアルに沿った方法で使用する  |
| 作業一般          | 3   | 器具類は、使用する前に必ず点検をすること   |
|               | 4   | 作業現場の周囲の状況(ハチの巣等も含む)を確認すること<br>(1) 危険箇所等を発見した場合は、作業会員に周知すること<br>(2) ハチが近づいてきたら速やかに遠ざかること<br>(3) ハチの巣を発見した場合は、巣の周りの作業を直ちに止め発注者へ知らせること |
|               | 5   | 作業現場の傾斜や段差、凹凸には注意を払うこと   |
|               | 6   | 作業現場は、常に整理整頓を心がけること  |
|               | 7   | 作業前は、軽い柔軟体操をして体をほぐすこと  |
|               | 8   | 共同作業では合図・連絡を正確に行うこと  |
|               | 9   | 刈払い機は使用する前に必ず点検すること<br>(1) ネジのゆるみはないか<br>(2) 給油タンクに油漏れはないか<br>(3) チップソーの刃先にひび割れ、めくれ、まがり等の異常がないか                                      |
|               | 10  | 切れが悪いチップソーの刈刃は使用しないこと  |
| 刈払機<br>使用作業   | 1   | 飛散防止カバーを必ず取り付けること  |
|               | 2   | 刈払機を使用するときは、保護具(メガネ・ヘルメット等)を着用すること   |
|               | 3   | 小石のある場所や危険箇所は、防護ネットで石跳ね対策をすること   |
|               | 4   | ガソリン、混合油の取り扱いには注意すること  |
|               | 5   | 土や地面を削る刈り方は行わないこと  |
|               | 6   | 刈払機の作業中は、就業会員以外の人近づいたら作業を中断すること  |
|               | 7   | エンジンを停止してから、清掃、注油、修理、点検を行うこと   |
|               | 8   | 運搬及び格納時は回転刃に保護カバーを付けること  |
|               | 9   | 作業前に周囲の障害物等を確認すること   |
|               | 10  | 取り除ける障害物等は撤去しておくこと   |
| 刈払機・手刈り<br>作業 | 1   | 危険箇所は会員同士で情報を共有すること  |
|               | 2   | 急斜面や危険な場所での作業ではないかを確認すること  |
|               | 3   | 積み下ろしは、荷崩れのないように行うこと   |
|               | 4   | 草等の運搬時は、飛ばないように対策をすること   |
| 運搬作業          | 5   | 草等の積み込み時、保護帽(ヘルメット)を着用し荷台からの転落に注意すること  |
|               | 6   | 運搬経路の障害物を取り除き、足場の良否を確認すること   |
|               | 7   | 発注者の車を使用して運搬等を行わないこと   |
|               | 8   | 重量物の運搬は、無理な姿勢で行わないこと   |
|               | 9   | 作業別安全就業基準(運転)に準ずること  |
|               | 10  | 発注者とのコミュニケーション(見積・刈ってはいけないもの等の打ち合わせ)を取ること  |
|               | その他 | 1  |
| 2             |     | 年数を経た設備が近くにある場合には特に注意をし、養生を怠らないこと  |
| 3             |     | 発注者との約束の時間を厳守すること  |
| 4             |     |  |

(福祉・家事援助サービス・訪問介護)

|      |    |   |
|------|----|---|
| 作業一般 | 1  | 服装は、動きやすく、作業に適したものを着用すること                               |
|      | 2  | 長いひも類、装飾品を身に着けての作業はしないこと                                |
|      | 3  | 作業は無理な姿勢で行わないこと   |
|      | 4  | 作業現場では、常に整理整頓を心がけること                                    |
| 作業一般 | 5  | 作業に当たって、弊害となるものを取り除いて行うこと                               |
|      | 6  | 履物は滑りにくいものを着用すること                                       |
|      | 7  | 階段等の作業時は、踏み外し転落等に注意すること                                 |
|      | 8  | 電気・ガス・水道の消し止め忘れに注意すること                                  |
|      | 9  | 器具類は、機器添付マニュアルに沿った使用法で使用する                              |
|      | 10 | 手の届かない高所作業はしないこと  |
|      | 11 | 作業現場の傾斜や段差、凹凸には注意を払うこと                                  |
|      | 12 | 清掃用具や洗剤は発注者宅にある物を使用すること                                 |
|      | 13 | 洗剤等の使用について、使用上の注意事項を確認すること                              |
|      | 14 | ガラスなど破損しやすい物を扱う場合は、地面や机の上で作業し、床等にキズを付けないよう布を敷くなど注意を払うこと |
|      | 15 | 年数を経た設備を扱う場合は、破損等に十分注意すること                              |
| 電気器具 | 1  | 電気器具を濡れた手で扱わないこと  |
|      | 2  | 電気器具のコードやプラグは傷んでいないかを確認すること                             |
| その他  | 1  | 通院介助ではお客様のペースに合わせて介助すること                                |
|      | 2  | お客様を会員の自家用車に乗せたりしないこと                                   |
|      | 3  | 子育て支援では保護者から指定された飲食物以外は勝手に食べさせたりしないこと                   |
|      | 4  | 発注者から鍵等を預からないこと   |
|      | 5  | 留守宅での作業は行わないこと  |

(屋内外清掃作業)

|       |    |   |
|-------|----|---|
| 作業一般  | 1  | 作業服は、動きやすく、作業に適したものを着用すること                    |
|       | 2  | 作業靴は、滑りにくいものを着用すること                           |
|       | 3  | 長いひも類、装飾品を身に着けての作業はしないこと                      |
|       | 4  | 作業現場では、常に整理整頓を心がけること                          |
|       | 5  | 発注者から預かった鍵にスプリングキーホルダー等を付け、作業中は体から離さないようにすること |
|       | 6  | 発注者から預かった鍵は、作業日以外に持ち歩かないようにすること               |
|       | 7  | 発注者から預かった鍵は、厳重に保管すること                         |
|       | 8  | 作業現場では、周囲の状況を確認すること                           |
|       | 9  | 器具類は、機器添付マニュアルに沿った使用法で使用する                    |
|       | 10 | 共同作業では合図・連絡を正確に行うこと                           |
|       | 11 | 階段等の作業時は、踏み外し転落等に注意すること                       |
|       | 12 | 清掃用具の紛失に注意すること                                |
|       | 13 | 2 m以上の高所作業はしないこと                              |
|       | 14 | 作業現場の傾斜や段差、凹凸には注意を払うこと                        |
|       | 15 | 洗剤等の使用について、使用上の注意事項を確認すること                    |
| ガラス清掃 | 1  | ガラス部に手をついたり、体を支えたりしないこと                       |
|       | 2  | 開閉の際、周囲に注意を払うこと                               |

|      |   |                             |
|------|---|-----------------------------|
| 電気器具 | 1 | 電気器具を濡れた手で扱わないこと            |
|      | 2 | 電気器具のコードは装置に収納してから移動すること    |
|      | 3 | 電気器具のコードやプラグは傷んでいないかを確認すること |
|      | 4 | コードをコンセントから抜く際はプラグを持って抜くこと  |

(棟・障子・網戸)

|      |    |  |
|------|----|--|
| 作業一般 | 1  | 作業服は、動きやすく、作業に適したものを着用すること   |
|      | 2  | 運動靴等、最適なものを使用すること  |
|      | 3  | 作業現場の周囲の状況を確認すること  |
|      | 4  | 作業は無理な姿勢で行わないこと  |
|      | 5  | 重量物の運搬は、腰を落とし慎重に行うこと   |
|      | 6  | 器具類は、機器添付マニュアルに沿った使用法で使用する   |
|      | 7  | 業務用カッター等、鋭利な刃物を使用する際は、厚みのある（カッターが滑って指に当たらない）定規を使用する。<br>また、耐切創手袋を着用するなど、細心の注意を払って作業に取り組むこと |
|      | 8  | 作業は基本的に複数人で行うこと  |
|      | 9  | 共同作業では合図・連絡を正確に行うこと  |
|      | 10 | 作業品や材料品を立て掛ける時は角度等に注意し、必要によっては紐等で固定すること  |
| 屋内作業 | 1  | 作業品を移動する時は、周囲の安全に注意をすること   |
|      | 2  | ガラス入りの作業品を扱う時は、破損防止に注意をすること  |
|      | 3  | 道具や作業品は、作業台からはみ出さないように置くこと   |
|      | 4  | 刃物、きり類は、鞘等に収めて保管すること   |
| 搬入出  | 1  | 周囲の安全を確認すること   |
|      | 2  | 建具に傷などが無いかを確認すること  |
|      | 3  | 搬入出経路の障害物は取り除くこと   |
|      | 4  | 階段昇降の際は、踏み外しや転落等に注意をすること   |
|      | 5  | 家具、電気等の配置状況を確認し、衝突等が生じないように注意すること  |
|      | 6  | 作業品の破損・汚損に注意すること   |
|      | 7  | 作業別安全就業基準（運転）に準ずること  |

(駐輪場・駐車場)

|      |   |                                   |
|------|---|-----------------------------------|
| 作業一般 | 1 | 作業服は、動きやすく、作業に適したものを着用すること        |
|      | 2 | 作業靴は、滑りにくいものを着用すること               |
|      | 3 | 作業現場の周囲の状況を確認すること                 |
|      | 4 | 作業現場の傾斜や段差、凹凸、冬季の路面凍結等には注意を払うこと   |
|      | 5 | 作業は無理な姿勢で行わないこと                   |
|      | 6 | 共同作業では合図・連絡を正確に行うこと               |
| その他  | 1 | 整理した自転車の安定に十分な注意を払うこと             |
|      | 2 | 利用者には、親切丁寧な対応を心がけ、トラブルを避けるよう努めること |
|      | 3 | 重量のある自転車の移動は、慎重に行うこと              |
|      | 4 | 車両等の誘導は行わないこと                     |
|      | 5 | バイクの移動はしないこと                      |

**(運転)**

|      |    |  |
|------|----|--|
| 作業一般 | 1  | 作業服は、動きやすく、作業に適したものを着用すること   |
|      | 2  | 作業靴は、滑りにくいものを着用すること  |
|      | 3  | 作業現場の周囲の状況を確認すること  |
|      | 4  | 適正な姿勢でシートベルトを正しく着用し、運転すること   |
| 作業一般 | 5  | 車内は常に衛生を保ち、運転の支障になる物は置かないこと  |
|      | 6  | 狭い道での走行や対向車とのすれ違いの際は、細心の注意を払うこと                                    |
|      | 7  | 視野を広くとり、速度を落とす等の安全運転をすること  |
|      | 8  | 停車後ドアを開ける際は、後続車や歩行者等の安全確認をすること                                     |
|      | 9  | 積載量を守り、走行中に荷物が落下しないよう固定をすること                                       |
|      | 10 | 歩行者には十分注意し、運転すること  |
|      | 11 | 二人乗車時は、車のバックや幅寄せ時に、同乗者が車外に出て（自身の周囲の安全に十分注意しながら）事故が起こらないよう誘導してもらうこと |
|      | 12 | 相乗りや目的外の使用をしないこと   |

**(大工・リフォーム、塗装)**

|      |   |                                 |
|------|---|---------------------------------|
| 作業一般 | 1 | 作業服は、動きやすく、作業に適したものを着用すること      |
|      | 2 | 地下足袋、運動靴等、最適なものを使用すること          |
|      | 3 | 作業は無理な姿勢で行わないこと                 |
|      | 4 | 重量物の運搬は、腰を落とし慎重に行うこと            |
|      | 5 | 器具類は、機器添付マニュアルに沿った使用法で使用する      |
|      | 6 | 作業現場の周囲の状況を確認すること               |
|      | 7 | 作業現場の傾斜や段差、凹凸、冬季の路面凍結等には注意を払うこと |
|      | 8 | 概ね4mを超える高さの作業は行わないこと            |
| 塗装作業 | 1 | 有機溶剤類の塗装の時は、換気をすること             |
|      | 2 | 塗料・溶剤等が目に入った場合は、適正な処置をすること      |
|      | 3 | 塗装作業時、塗料の種類と使用する色に注意すること        |
|      | 4 | 火気に注意を払うこと                      |
| その他  | 1 | 作業品や材料品を立て掛ける時は、角度等に注意すること      |
|      | 2 | 踏み台や梯子等を不安定な場所に立てないこと           |
|      | 3 | 工具類を落とさないように注意すること              |

**(管理)**

|      |   |   |
|------|---|---|
| 作業一般 | 1 | 服装は、動きやすく、仕事に適したものを着用すること                 |
|      | 2 | 作業現場では、常に整理整頓を心がけること                      |
|      | 3 | 会員同士の連絡を正確に行うこと                           |
|      | 4 | 発注者から預かった鍵は、厳重に保管すること                     |
|      | 5 | 作業中は、発注者から預かった鍵をキーホルダー等に付け、体から離さないようにすること |
|      | 6 | 発注者から預かった鍵は、就業日以外に持ち運ばないこと                |
|      | 7 | 予定表の確認を行うこと                               |
|      | 8 | 作業現場の傾斜や段差、凹凸、冬季の路面凍結等には注意を払うこと           |

(その他の作業)

|      |    |  |
|------|----|--|
| 作業一般 | 1  | 作業服は、動きやすく、作業に適したものを着用すること   |
|      | 2  | 作業現場では、常に整理整頓を心がけること   |
|      | 3  | 作業場所周囲の安全確認をすること   |
|      | 4  | 会員同士の連絡を正確に行うこと  |
|      | 5  | 発注者から預かった鍵は、厳重に保管すること  |
|      | 6  | 作業中は、発注者から預かった鍵をキーホルダー等に付け、体から離さないようにすること  |
|      | 7  | 発注者から預かった鍵は、就業日以外に持ち運ばないこと   |
|      | 8  | 予定表の確認を行うこと  |
| 作業一般 | 9  | 作業現場の傾斜や段差、凹凸、冬季の路面凍結等には注意を払うこと  |
|      | 10 | 業務用カッター等、鋭利な刃物を使用する際は、厚みのある（カッターが滑って指に当たらない）定規を使用する、また、耐切創手袋を着用するなど、細心の注意を払って作業に取り組むこと |
|      | 11 | 梯子や脚立で昇降する際は、三点支持を守ること   |
|      | 12 | 3台以上のカートの移動は、連結ロープを必ず使用すること  |